

ワンクリック詐欺 業者には連絡しないで

今や、インターネットを利用する世代は、幼稚園、小学生から高齢者の方々までと、広範囲となっています。利用範囲が広がると当然それに伴ってトラブルの種類も数も増えてきます。その中でも多いのが「ワンクリック詐欺」。その事例をご紹介します。

▼ある俳優のホームページを見ていたら、画面のどこかを触ってしまったのか動画サイトに登録されてしまった。誤操作の場合はこちらと書いてあったので、その番号に電話をかけたところ、既に登録されているので、退会手続きの費用として電子マネーで10万8千円払うように言われた。払わないといけないのか（60代：男性）

▼パソコンで「完全無料」のアダルトサイト動画を見ていたところ、いきなり有料の動画サイトに会員登録されてしまった。15万円支払うように請求を受けている。どうすればよいか。（60代：男性）

そのほかに、最近の事例としては、「無料」となっているアダルトサイトを閲覧中に突然シャッター音がして、「登録完了」となって高額を請求される。あるいは、登録画面が表示されるタイミングでスマートフォンのバイブレーション機能が作動するように仕掛けられ「何かまづいことが起きたんじゃないか」と思わせ、脅す手口も出てきました。

ワンクリック請求に慌てた方が「被害を解決する」という相談業者を見つけて問い合わせたところ、調査費用の名目などでさらに料金を請求されたといった相談も増えています。また、高齢者からの相談も増えています。

携帯電話の個人識別番号やパソコンのIPアドレスからは、氏名や住所などの個人情報はありません。あわてて業者に連絡しないようにしましょう。連絡すると、着信履歴から電話番号やメールアドレスが知られてしまったりします。また、未成年者にはフィルタリングサービスを利用しましょう。

心配な時は、最寄りの消費生活センターに相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。

H27. 11. 26 岐阜新聞